

## 入院時食事療養(I)及び入院時生活療養(I)に係る食事療養の実施について

当院は入院時食事療養(I)及び入院時生活療養(I)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。